

ユネスコ未来共創プラットフォーム事業 審査要領

令和2年2月12日
国際統括官決定

ユネスコ未来共創プラットフォーム事業における事業者の審査・評価を行うため審査委員会を置く。本事業の選定は審査委員会によって決定するものとし、審査委員会は下記について遵守しなければならない。

記

(秘密の保持)

- 第1 委員は、その職務上知り得た情報を漏らしてはならない。ただし、公表されている内容はその限りではない。
- 2 委員は、委員として取得した情報（提案書類等各種資料を含む。）を厳重に管理しなければならない。
- 3 委員は、自らが審査委員会の委員であることを、委員の任期中は、公言してはならない。
- 4 国際統括官は、委員が前項の規定に違反した場合、その他委員たるに適しないと認めるとときは、審査委員会に諮ったうえで当該委員の委嘱を解くことができる。

(利害関係者の排除)

- 第2 委員は、申請団体の企画書の中に、自らが申請代表者、申請責任者、リソースパートナー、その他の協力者等（以下「申請代表者等」という。）、あるいは何らかの形で委員自身が参画する内容の記載があった場合、または、委員が所属する機関から申請があつた場合は、当該申請書の審査に参画しないものとする。
- 2 委員は、申請団体の中に次のいずれかに該当するときは、すみやかに文部科学省国際統括官付（以下「国際統括官付」という。）に文書で申し出なければならない。
- 一 委員自身が、過去5年以内に申請団体、申請代表者等または申請代表者等が所属する団体（以下「申請団体等」という。）から直接寄附を受けている場合
- 二 委員自身が、過去5年以内に申請団体等と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を委員自身が直接受けている場合
- 三 委員自身と申請団体等との間に、過去5年以内に取引があり且つ申請団体等からその対価を委員自身が直接受け取っている場合
- 四 委員自身が、申請団体または申請代表者等が所属する団体の発行した株式または新株予約権を保有している場合
- 五 申請代表者等に、委員の親族関係又はそれと同等の親密な個人的関係にある者が含まれている場合
- 六 その他、申請団体等との間に深い利害関係があり、当該申請団体の審査を行った場

合に社会通念上の疑義を抱かれる恐れがある場合

- 3 前項の1号から5号に該当する場合、当該委員はその関係性を有する申請団体の審査を行ってはならない。また、6号に該当する場合、国際統括官付は審査委員会に当該委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該委員自ら当該申請団体の審査を辞退した場合はその限りではない。
- 4 審査委員会は、前項の要請を受けた場合はただちに当該委員を除いた委員の中から委員長を選任し、当該委員の審査の可否について決定しなければならない。また、審査委員会は、前項の要請を拒否することもできる。
- 5 審査委員は、前項により審査委員会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合はその関係性を有する申請団体の審査を行ってはならない。

(不公正な働きかけ)

第3 審査委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに国際統括官付に報告しなければならない。

- 2 国際統括官付は前項の報告を受けた場合は、適切に対処しなければならない。